

介護人材の確保が喫緊の課題となる中、「省力化投資促進プラン」において 2040 年までに 20%以上の業務効率化を図る必要があるとされていることから、大阪府においても、計画的かつ継続的に職場環境改善や生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入を推進すること等を目的として、介護テクノロジー導入支援事業補助金を交付します。

<支援内容>

- 補助総額： **1,373,248 千円**
- 補助対象者： 介護保険法に基づくサービスを提供する大阪府内のサービス事業所
老人福祉法に基づく大阪府内の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- 補助割合： 導入費の 4/5
- 補助内容： 以下（1）～（3）

（1）介護テクノロジー等の導入支援
① 福祉用具情報システム（TAIS）において「介護テクノロジー」として選定された機器等及びこれと機能等が同水準と大阪府知事が判断した機器等

【上限額（1台当たり）：30万円 ※移乗支援、入浴支援、介護業務支援（インカムのみ）に該当する機器は100万円】

介護テクノロジーの分野 移乗支援（装着、非装着）、移動支援（屋外、屋内、装着）、排泄支援（排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援）、入浴支援、見守り・コミュニケーション（見守り（施設）・見守り（在宅）、コミュニケーション）、介護業務支援（インカム含む）、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援

※導入に付帯して必要となる Wi-Fi 環境整備、スマホ、タブレット等にかかる経費も補助対象

② 介護ソフト【上限額：最大 250 万円（契約方法や職員数に応じて変動）】

対象となる介護ソフト（以下全ての要件を満たすもの）

- ・記録業務、情報共有業務、請求業務が一気通貫で行うことが可能であること。（既に導入している介護ソフトと組み合わせると一气通貫が実現できていれば補助対象）
- ・【**居宅介護支援および居宅サービス（介護予防含む）のみ**】「ケアプランデータ連携標準仕様」に準拠した CSV 出力・取込機能およびケアプランデータ連携システムに係るサポート体制が確認できる介護ソフトであること。
- ・【**施設サービス事業所のみ**】「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できる介護ソフトであること。

※介護ソフトの導入に伴い Wi-Fi 環境整備、スマホ、タブレット等を導入する場合は上限額に 15 万円上乗せ

③ バックオフィスソフト【上限額：上記介護ソフトと同様】※付帯経費は対象外
④ 上記以外のその他の機器【上限額（1台当たり）：100万円】※導入に付帯して必要となる経費は対象外

介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護の向上につながる大阪府知事が判断した機器等 例）バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

（2）介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援【合計の上限額：1,000万円】

「介護業務支援」に分類されているテクノロジー又は同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる

（1）①又は②の機器等を導入する場合の支援を行う。

- 例）・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
・「介護業務支援」に該当する複数の機器 ・介護ソフト＋インカム 等

（3）導入支援と一体的に行う業務改善支援【上限額：48万円】

本事業の介護テクノロジー導入に際して、生産性向上に係る知識・経験を有する第三者から業務改善等を受ける費用の支援

■主な補助要件：

- ①令和 8 年度介護テクノロジー活用支援セミナーの受講
（セミナー日時：令和 8 年 5 月 21 日（木）13 時 00 分から 15 時 30 分）
- ②令和 8 年度中にケアプランデータ連携システムの利用開始すること（居宅介護支援・居宅サービスに限る）

■事前エントリー期間：令和 8 年 5 月下旬以降

（エントリーが予算を超過した場合、介護テクノロジーが未導入の事業所等や、見守り機器、介護ソフト、インカムを導入する事業所等を優先して抽選を行います）

■参考サイト URL 等：
介護テクノロジー導入支援事業 HP

【セミナーのアーカイブ視聴、事前エントリーや、交付申請に関してはこちらから】


福祉用具情報システム（TAIS）

【上記（1）①について、「介護テクノロジー」のカテゴリに掲載されるものは補助対象】


ケアプランデータ連携システム

【現在、ライセンス費無料のフリーパスキャンペーン中】

